

高額介護サービス費等及び特定入所者介護サービス費等の見直しについて

令和3年度の介護保険制度の見直しを受け、介護保険法施行令等の一部改正（令和3年3月31日公布、同年8月1日施行）が行われたことにより、高額介護サービス費等及び特定入所者介護サービス費等の支給要件等に見直しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 高額介護（介護予防）サービス費等について

(1) 制度概要

介護サービス等の1か月あたりの利用者負担額（保険給付対象額）の合計額（同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額）が一定の上限額を超えた場合、超えた額を高額介護（介護予防）サービス費等として支給する。

(2) 改正概要（詳細は別紙1のとおり）

高額介護（介護予防）サービス費等について、負担能力に応じた負担とする観点から、医療保険の高額療養費制度に合わせ、現役並み所得者がいる世帯のうち一定の所得以上の世帯について、新たな区分と利用者負担上限額が設定された。

(3) 区民周知

令和3年2月25日	FAX 情報便にて区内の介護事業者に周知
	区 HP にて、「令和3年度介護保険制度改正のお知らせ」を掲載
	高額介護（介護予防）サービス費等の区 HP を更新。制度改正の内容を掲載
令和3年5月15日	「区のお知らせ」にて、高額介護（介護予防）サービス費等を含む介護保険制度改正について掲載
令和3年7月15日	「区のお知らせ」にて、高額介護（介護予防）サービス費等の制度改正について掲載
令和3年7月26日	FAX 情報便にて区内の介護事業者に周知
令和3年8月20日	申請勧奨通知に同封するチラシに制度改正について掲載開始
令和3年10月20日	制度改正による影響がある利用者について、決定通知書に上限額変更の案内を同封
パンフレット・冊子	よくわかる介護保険・せたがやシルバー情報・介護保険ガイドブック

2 特定入所者介護（介護予防）サービス費について

(1) 制度概要

低所得者の要介護者等が介護保険施設等を利用した場合に負担する食費・居住費（滞在費）について、厚生労働大臣が定める基準費用額から利用者負担限度額を控除した額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給する。

(2) 改正概要（詳細は別紙1のとおり）

在宅で介護を受ける方との公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の所得又は資産のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われた。

(3) 区民周知

令和3年2月25日	FAX 情報便にて区内の介護事業者に周知
	区HPにて、「令和3年度介護保険制度改正のお知らせ」を掲載
	特定入所者介護（介護予防）サービス費の区HPを更新。制度改正の内容を掲載
令和3年5月15日	「区のお知らせ」にて、特定入所者介護（介護予防）サービス費を含む介護保険制度改正について掲載
令和3年5月25日	FAX 情報便にて区内の介護事業者に周知
令和3年5月31日	更新申請勧奨通知に制度改正内容を掲載
令和3年6月1日	「区のお知らせ」にて、特定入所者介護（介護予防）サービス費の制度改正について掲載
パンフレット・冊子	よくわかる介護保険・せたがやシルバー情報・介護保険ガイドブック

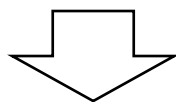
1 高額介護（介護予防）サービス費等の改正内容

【改正概要】

現役並み所得者がいる世帯のうち一定の所得以上の世帯の利用者負担について新たな区分と上限額が設定された（次表の下線が改正箇所）。

【改正前】

対象者	利用者負担上限額（月額）
現役並み所得者がいる世帯 <u>（課税所得 145 万円（年収約 383 万円）～）</u>	<u>44,400 円（世帯）</u>
住民税課税世帯（現役並み所得者がいる世帯を除く）	44,400 円（世帯）
住民税非課税世帯	24,600 円（世帯）
①本人の合計所得金額（年金に係る雑所得を除く）と 課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ②老齢福祉年金受給者	15,000 円（個人）
生活保護受給者	15,000 円（個人）



【改正後】

対象者	利用者負担上限額（月額）
者がいる世帯所得 課税所得 690 万円以上（年収約 1,160 万円）	<u>140,100 円（世帯）</u>
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～ 690 万円（同約 1,160 万円）未満	<u>93,000 円（世帯）</u>
課税所得 145 万円（年収約 383 万円）～ 380 万円未満（同約 770 万円）	44,400 円（世帯）
住民税課税世帯（現役並み所得者がいる世帯を除く）	44,400 円（世帯）
住民税非課税世帯	24,600 円（世帯）
①本人の合計所得金額（年金に係る雑所得を除く） と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ②老齢福祉年金受給者	15,000 円（個人）
生活保護受給者	15,000 円（個人）

2 特定入所者介護（介護予防）サービス費の改正内容

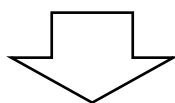
①認定要件

【改正概要】

利用者の所得又は資産に応じて認定要件（利用者負担段階）が細分化された（次表の下線が改正箇所）。

【改正前】

利用者負担段階	所得に関する要件	資産に関する要件
第1段階	生活保護受給者	なし
第2段階	住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額（年金に係る雑所得金額を除く）の合計が年間80万円以下	<u>単身 1,000万円以下</u>
第3段階	<u>住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額（年金に係る雑所得金額を除く）の合計が年間80万円超</u>	<u>夫婦 2,000万円以下</u>



【改正後】

利用者負担段階	所得に関する要件	資産に関する要件
第1段階	生活保護受給者	なし
第2段階	住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額（年金に係る雑所得金額を除く）の合計が年間80万円以下	<u>単身 650万円以下</u> <u>夫婦 1,650万円以下</u>
第3段階①	<u>住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額（年金に係る雑所得金額を除く）の合計が年間80万円超 120万円以下</u>	<u>単身 550万円以下</u> <u>夫婦 1,550万円以下</u>
第3段階②	<u>住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額（年金に係る雑所得金額を除く）の合計が年間120万円超</u>	<u>単身 500万円以下</u> <u>夫婦 1,500万円以下</u>

* 第2号被保険者の資産に関する要件は、1,000万円以下（夫婦2,000万円以下）

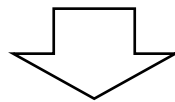
②給付内容

【改正概要】

1日あたりの食費について、入院・入所とショートステイに区分され、新たな利用者負担段階に応じた負担額が設定された（次表の下線が改正箇所）。

【改正前】

利用者負担 段階区分	1日あたりの居住費（滞在費）				1日あたりの食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	入所・入院・ショ ートステイ	
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円	



【改正後】

利用者負担 段階区分	1日あたりの居住費（滞在費）				1日あたりの食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	入所・ 入院	ショ ート ステイ
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	<u>600円</u>
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	<u>1,000円</u>
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	<u>1,360円</u>	<u>1,300円</u>
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	<u>1,445円</u>	<u>1,445円</u>

* () 内は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
() 外は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補足給付の預貯金 要件の見直し

	R3.7月まで	→	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	→	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)			単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)			単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や高齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者と同じ世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約770万円）～ 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。